

令和 6 年 9 月定例会

建設委員会資料
(都市整備部)

秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正

1 条例改正の目的

本条例は、建築基準法に基づき、地区計画に定めた内容を規定し、建築確認の審査基準にすることで、地区計画の内容の実現をより確実に担保するものである。

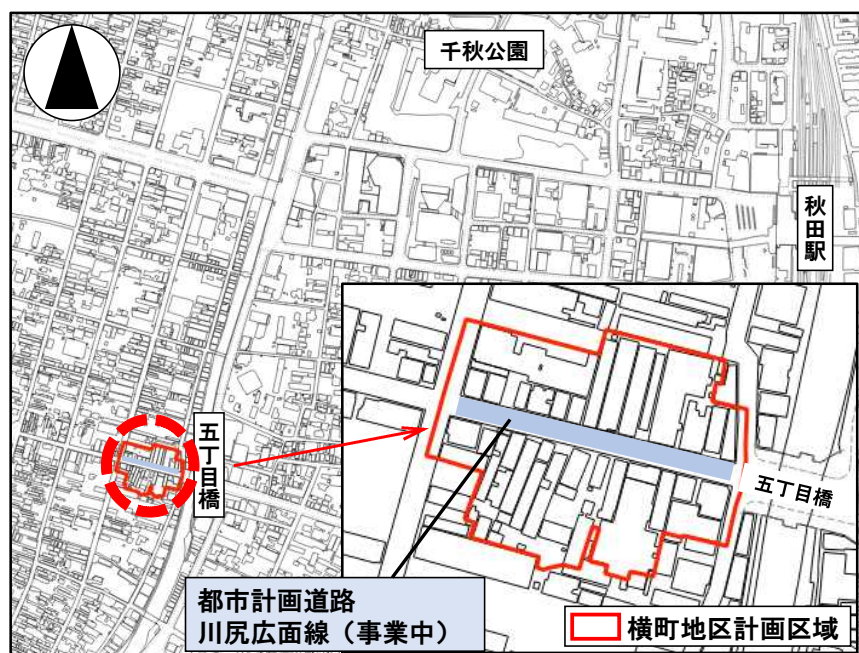
このたびの条例改正は、横町地区計画を新たに都市計画決定（令和6年7月1日付け）したことおよび下浜羽川地区計画を都市計画変更により廃止することに伴い、地区整備計画区域および建築物の用途の制限を追加および廃止するものである。

2 条例改正の主な内容

(1) 横町地区計画を新たに都市計画決定したことによるもの

横町地区計画の地区整備計画で建築物の用途を制限したことから、条例に地区整備計画の区域とともにその制限の内容を追加する。

ア 横町地区整備計画の区域



イ 建築物の用途の制限の内容

- ・自動車修理工場以外の工場（建築物に附属するものを除く。）
- ・自動車修理工場
- ・風営法第2条第1項および第5項に規定する営業（表 内）に関する情報の提供等の用に供する建築物
- ・風営法第2条第6項に規定する営業（表 内）の用に供する建築物

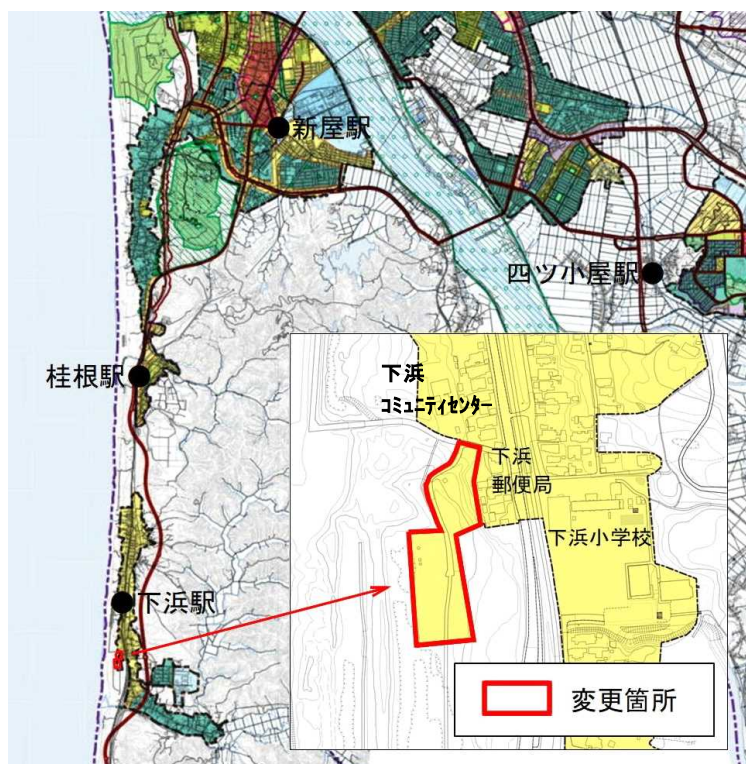
▼ 風営法における営業種別

風俗営業 (風営法第2条第1項)	1号	キャバレー・待合等
	2号	低照度飲食店
	3号	区画席飲食店
	4号	まあじゃん屋・ぱちんこ屋等
	5号	ゲームセンター等
性風俗関連特殊営業 (風営法第2条第5項)	店舗型性風俗特殊営業 (風営法第2条第6項)	
	無店舗型性風俗特殊営業 (風営法第2条第7項)	
	映像送信型性風俗特殊営業(風営法第2条第8項)	
	店舗型電話異性紹介営業(風営法第2条第9項)	
	無店舗型電話異性紹介営業(風営法第2条第10項)	

(2) 下浜羽川地区計画を都市計画変更（廃止）することによるもの

下浜羽川地区計画を廃止することから、条例に規定している地区整備計画の区域および建築物の用途の制限を削除する。

ア 下浜羽川地区整備計画の区域



秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例新旧対照表

改 正 案						現 行					
第 1 条～第17条 （略）						第 1 条～第17条 （略）					
別表第 1 （第 3 条関係）						別表第 1 （第 3 条関係）					
名称		区域				名称		区域			
(略)						(略)					
(略)						下浜羽川地区整備計画					
横町地区整備計画		令和 6 年秋田市告示第213号に定める秋田都市計画横町地区計画の区域				平成10年秋田市告示第180号に定める秋田都市計画下浜羽川地区計画の区域		(略)			
別表第 2 （第 4 条―第 7 条関係）						別表第 2 （第 4 条―第 7 条関係）					
地区整備計画区域の名称	計画地区の名称	ア 建築物の用途の制限	イ 建築物の容積率の最高限度	ウ 建築物の建蔽率の最高限度	エ 建築物の敷地面積の最低限度	地区整備計画区域の名称	計画地区の名称	ア 建築物の用途の制限	イ 建築物の容積率の最高限度	ウ 建築物の建蔽率の最高限度	エ 建築物の敷地面積の最低限度
(略)						(略)					
(略)						下浜羽川地区整備計画区域					
横町地区整備計画区域		次に掲げる建築物 (1) 自動車修理工場以外の工場（建築物に附属するものを除く。） (2) 自動車修理工場 (3) 風営法第 2 条第 1 項および第 5 項に規定する営業に関する情報の提供等の用に供する建築物 (4) 風営法第 2 条第 6 項に規定する営業の用に供する建築物				下浜羽川地区整備計画区域		次に掲げる建築物以外のもの (1) 法 別 表 第 2 (は) 項第 2 号に掲げる建築物 (2) 前号の建築物に附属するもの（政令第130条の 5 の 5 に定めるものを除く。）			
以下 （略）						以下 （略）					